

平成27年3月5日

神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会  
会長 正司 健一

第2回神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について

標記協議会について、神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第12項の規定（「会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。」）に基づき、開催案内を公表します。

なお、本協議会に参加を希望される方は、3月23日（月）までに、問い合わせ先までお申し出ください。

記

日時：平成27年4月20日（月）15時00分～  
場所：一般社団法人兵庫県タクシー協会 3階 会議室  
（神戸市中央区中山手通6丁目1-34）別紙地図参照

議 事

- (1) タクシー事業の現況について
- (2) 特定地域の指定について
- (3) タクシー事業の適正化・活性化の取り組みについて
- (4) その他

【問い合わせ先】

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番34号  
神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会  
事務局 一般社団法人兵庫県タクシー協会  
（担当）清水、松野  
（電話）078-341-6036